

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第88号	
事故等種類	運航不能（舵故障）	
発生日時	平成20年11月19日 12時40分ごろ	
発生場所	福岡県福岡市西区所在の玄界島灯台から真方位352° 2.5海里付近 (概位 北緯33° 44.00′ 東経130° 13.65′)	
事故等調査の経過	平成20年12月15日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船兼油タンカー 興宝丸 <sup>こうほう</sup> 498トン 132507、有限会社幸栄	
乗組員等に関する情報	船長 三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	舵取機の電磁弁用ソレノイドコイル焼損	
事故等の経過	本船は、船長他3人が乗り組み、平成20年11月19日12時40分ごろ、玄界島灯台沖を航行中、突然、舵取機が作動不能となった。 本船は、えい航されて福岡県博多港に入港し、本件整備業者が点検した結果、舵取機の電磁弁用ソレノイドコイルが焼損していることが判明し、交換修理された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風速、約6m/s、視界 良好 海象：うねり約3m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 舵取機の電磁弁用ソレノイドコイルは、進水当時から交換されていない可能性があるため、経年劣化により焼損したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が玄界島灯台北方沖を航行中、舵取機の電磁弁用ソレノイドコイルが経年劣化によって焼損したため、舵取機が作動不能になったことにより発生したものと考えられる。	